

※当該資料は、お取引先に配付している『環境関連物質リスト』からCSR情報サイト用に抜粋したものです。

適用範囲

本基準の適用範囲は、当社のゲーム機器関連製品、それらの部品（メンテナンス部品を含む）、副資材とします。なお、本基準による物質の種類、用途、基準値の規定の有無に係わらず、各国の法令等で制限されている場合には、それを満足することを前提とします。

- ・ゲーム機器関連製品（例）電子ゲーム機器（本体・ソフト・周辺機器）など
- ・部品（電気部品、機構部品、その他部品）（例）半導体部品、抵抗、ねじ、コネクタ、プリント配線板、プレス品、成形品、電池、取扱説明書、ポリ袋、化粧箱、内箱、輸送箱など
- ・副資材（例）ハンダ、フラックス、テープ、インクなど

重要事項

- (1) 本リストへの掲載の有無に係わらず、各国の法令で規制される場合は、基準値を含めてそれが優先されます。
- (2) 各国法令の適用除外用途の場合でも弊社の基準値を優先する場合があります。
- (3) 使用禁止物質（NA）および「2. 製品個別に規制する化学物質」において基準を満足するか否かの判定は、以下によります。
 - ・基準値の欄に、値の記載がある場合は、理由に係わらずその値以下であること。
 - ・「意図的添加禁止」と記載がある場合は、意図的に添加されていないこと。
- (4) 「製品」とは、任天堂における製品を指します。
- (5) 「部品」とは、任天堂における製品を構成する部品（取引先様における製品）を指します。接着剤などの材料も含まれます。
- (6) 「均質材料」とは、機械的に分離できない、組成全体が均一な材料のことで、プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、接着剤、インク、樹脂、コーティング（塗装膜、メッキ被膜）などを指します。
- (7) 複合材料（均質な材料が複数で構成される材料）で構成される製品・部品の場合は、基準値は、それぞれの均質な材料毎に適用されます。製品・部品全体に占める割合に対する基準値ではありません。
- (8) 「2. 製品個別に規制する化学物質」に該当する特定の製品・部品は、「1. 環境関連物質」の使用禁止物質（NA）、使用制限物質（NB）、使用管理物質（NC）の各物質の基準に加えて、該当の基準を満たす必要があります。
- (9) 「製品の外郭材料」とは、製品の材料のうち、一般消費者が直接手で触れることができる材料のことで、製品表面のプラスチックやコーティングなどの材料を指します。何らかの要因により、製品表面に露出した際に、直接手で触れる可能性がある材料も含まれます（コーティングが剥がれた際に触れる可能性がある下地のプラスチックなど）。該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定します。
- (10) 「印刷物」とは、製品に同梱する印刷物で、取扱説明書、チラシなどを指します。
- (11) 「包装材」とは、輸送において、製品や部品を保護または輸送する目的で使用する部品のことで、輸送箱、内箱、化粧箱、ケース、シュリンクフィルム、ゲス、ポリ袋、製品や部品に貼付される保護フィルムなどを指します。包装材に貼付されるラベルを含みます。
- (12) 本リストの基準値の単位は、代表的な法規制に合わせています。

1. 環境関連物質

本リストを適用する全ての製品において規制する物質です。製品個別に規制する物質は、「2. 製品個別に規制する化学物質」に記載しています。

1-1 使用禁止物質 (NA)

関係法令等で使用が規制されている、または弊社が使用不適切であるとする物質です。

【適合証明方法】

製品の外郭材料を含む部品（製品の筐体、HDMI ケーブルなど）：

- ・『使用禁止物質不使用保証書（全部品用）』を『納入仕様書』に添付。
- ・部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、指定物質の『分析結果報告書』を提出。

製品の外郭材料を含まない部品（プリント配線板、電子部品など）：

- ・『使用禁止物質不使用保証書（全部品用）』または『使用禁止物質不使用保証書（製品の外郭材料を含まない部品用）』を『納入仕様書』に添付。
- ・部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、指定物質の『分析結果報告書』を提出。

【規制物質および基準値】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	製品の特定の外郭材料のみに適用
NA01	カドミウムおよびその化合物	—	0.01 wt%	
NA02	六価クロム化合物	—	0.1 wt%	
NA03	鉛およびその化合物	—	製品の外郭のコーティング材料 (塗料、インク、UV コート等) : 90 ppm コーティング材料以外の製品の 外郭材料 : 100 ppm その他の材料 : 1000 ppm	
NA04	水銀およびその化合物	—	0.1 wt%	
NA05	ビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBTO)	56-35-9	意図的添加禁止	
NA06	三置換有機スズ化合物	—	スズ元素として 0.1 wt%	
	ジブチルスズ化合物 (DBT 化合物)	—	スズ元素として 0.1 wt%	
	ジオクチルスズ化合物 (DOT 化合物)	—	スズ元素として 0.1 wt%	✓
NA07	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	—	0.1 wt%	
NA08	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	—	0.1 wt%	
	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	意図的添加禁止かつ 0.1 wt%	
NA09	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	—	意図的添加禁止	
NA10	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (塩素数が 1 以上のもの)	—	意図的添加禁止	
NA11	短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13)	—	意図的添加禁止かつ 0.15 wt%	
NA12	アスベスト類	—	意図的添加禁止	
NA13	特定アミン類を生成する一部の アゾ染料・顔料	—	特定アミン類として 30 mg/kg	✓

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	製品の特定の 外郭材料 のみに適用
NA14	オゾン層破壊物質	—	意図的添加禁止かつ 部品の製造工程での使用禁止	
NA15	放射性物質	—	意図的添加禁止	
NA17	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	玩具・非電気電子機器等の可塑化された材料： NA17~NA19, NA30 の総和で 0.1 wt% その他の材料：各物質 0.1 wt%	
NA18	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2		
NA19	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7		
NA30	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	84-69-5		
NA23	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	—	意図的添加禁止かつ 繊維およびコートされた材料：1 μg/m ² その他の材料：0.1 wt%	
NA25	フマル酸ジメチル (DMF)	624-49-7	0.1 mg/kg	
NA26	特定ベンゾトリアゾール 2- (2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イ ル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	意図的添加禁止	
NA27	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) および その塩	—	意図的添加禁止かつ 各物質 0.025 mg/kg	
	PFOA 関連物質	—	意図的添加禁止かつ 各物質の総和で 1 mg/kg	
NA28	ヘキサブロモシクロデカン類 (HBCDD 類)	—	意図的添加禁止かつ 100 mg/kg	
NA29	特定 PAHs		非玩具類の製品の部品： 各物質 1 mg/kg 玩具類の製品の部品： 各物質 0.5 mg/kg	✓
	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8		
	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2		
	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3		
	クリセン	218-01-9		
	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2		
	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3		
	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9		
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3			
NA31	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	87-68-3	意図的添加禁止	
NA32	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	1 wt%	
NA33	リン酸トリアリールイソプロピル化物 (Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1)、 PIP (3:1))	68937-41-7	意図的添加禁止	
NA34	長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) およびその塩	—	各物質の総和で 0.025 mg/kg	
	C9-C14 PFCA 関連物質	—	各物質の総和で 0.26 mg/kg	
NA35	特定長鎖パーフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAC)	—	意図的添加禁止	
NA36	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) およびその塩	—	各物質 0.025 mg/kg	
	PFHxS 関連物質	—	各物質の総和で 1 mg/kg	

※ NA16、NA20~NA22、NA24 は欠番です。

【該当部品・材料およびその他の補足】

NA01 カドミウムおよびその化合物	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	「欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)」において「使用用途による除外」として定められている用途の使用
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU) 欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA02 六価クロム化合物	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	「欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)」において「使用用途による除外」として定められている用途の使用
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)

NA03 鉛およびその化合物	
該当部品・材料	全ての部品 ※「製品の外郭のコーティング材料」「コーティング材料以外の製品の外部材料」に該当する材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
適用除外	「欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)」において「使用用途による除外」として定められている用途の使用
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU) 欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII 米国消費者製品安全法改正 (CPSIA)

NA04 水銀およびその化合物	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	「欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)」において「使用用途による除外」として定められている用途の使用
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)

NA05 ビス (トリブチルスズ) =オキシド (TBTO)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	日本 化審法

NA06 三置換有機スズ化合物	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	トリブチルスズ化合物 (TBT 化合物)、トリフェニルスズ化合物 (TPT 化合物) などが該当する。
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII 日本 化審法

NA06 ジブチルスズ化合物 (DBT 化合物)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA06 ジオクチルスズ化合物 (DOT 化合物)	
該当部品・材料	製品の外部の皮膚接触を意図した繊維材料 ※該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA07 ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)

NA08 ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU)

NA08 デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) は、ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) に含まれます。 ただし、PBDE 類と DecaBDE の基準値は異なります。
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令 (2011/65/EU) 米国有害物質規制法 (TSCA)

NA09 ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I 日本 化審法

NA10 ポリ塩化ナフタレン類 (PCN 類) (塩素数が1以上のもの)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I 日本 化審法

NA11 短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I 日本 化審法

NA12 アスベスト類	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA13 特定アミン類を生成する一部のアゾ染料・顔料	
該当部品・材料	製品の外郭の一般消費者が長時間直接接触する繊維材料および皮革材料 ※該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
規制物質の補足	該当する特定アミン類は「欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Appendix 8」に従う。
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII ドイツ日用品規制

NA14 オゾン層破壊物質	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	モントリオール議定書が定める全てのオゾン層破壊物質が該当する。
参照法規制・規格	欧州 EU 規則（2037/2000/EC） モントリオール議定書

NA15 放射性物質	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	—

NA17 フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP） NA18 フタル酸ジブチル（DBP） NA19 フタル酸ブチルベンジル（BBP） NA30 フタル酸ジイソブチル（DIBP）	
該当部品・材料	全ての部品 ※包装材・印刷物は、「玩具・非電気電子機器等」に該当する。 「玩具・非電気電子機器等」に該当するその他の部品は、部品の要求仕様書等で別途指定する。 ※「可塑化された材料」の定義は、「欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII Entry51」に従う。
参照法規制・規格	欧州 RoHS 指令（2011/65/EU） 欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII

NA23 パーフルオロオクタンスルホン酸塩（PFOS）	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	分子式が「C ₈ F ₁₇ SO ₂ X（X=OH、金属塩、ハロゲン化物、アミド、ポリマーを含むその他誘導体）」で表わされる全ての物質が該当する。
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則（2019/1021/EU）Annex I 日本 化審法

NA25 フマル酸ジメチル（DMF）	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII

NA26 特定ベンゾトリアゾール	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	日本 化審法

NA27 パーフルオロオクタン酸 (PFOA) およびその塩	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	半導体製造のフォトリソグラフィ/エッチング工程での使用 (2023年12月までの納品に限る) フィルム用途の写真コーティングでの使用 (2023年12月までの納品に限る)
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I 日本 化審法

NA27 PFOA 関連物質	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	構成要素の一つとして、炭素原子に直接、結合する直鎖または分岐鎖のペルフルオロヘプチル基 (C ₇ F ₁₅) を有する全ての物質 (塩およびポリマーを含む) が該当する。ただし、以下の物質を含まない。 (i) C ₈ F ₁₇ -X, (X=F, Cl, Br) (ii) CF ₃ [CF ₂] _n -R' (R'=任意の基、n>16) によりカバーされるフルオロポリマー (iii) パーフルオロアルキル基の炭素数が8以上のパーフルオロアルキルカルボン酸 (それらの塩、エステル、ハロゲン化合物および無水物を含む) (iv) パーフルオロアルキル基の炭素数が9以上のパーフルオロアルカンスルホン酸およびパーフルオロホスホン酸 (それらの塩、エステル、ハロゲン化合物および無水物を含む) (v) NA23 パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)
適用除外	半導体製造のフォトリソグラフィ/エッチング工程での使用 (2023年12月までの納品に限る) フィルム用途の写真コーティングでの使用 (2023年12月までの納品に限る)
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I

NA28 ヘキサブロモシクロドデカン類 (HBCDD 類)	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	α-, β-等全ての異性体が該当する。
参照法規制・規格	欧州 POPs 規則 (2019/1021/EU) Annex I 日本 化審法

NA29 特定 PAHs	
該当部品・材料	製品の外郭の長時間または短時間の繰り返しで、一般消費者の皮膚または口腔に接触するゴムまたは樹脂材料 (樹脂成分を含む塗料・インク・コーティングを含む) ※該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。 ※「玩具類の製品の部品」に該当する部品は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA31 ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	米国有害物質規制法 (TSCA)

NA32 ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	米国有害物質規制法 (TSCA)

NA33 リン酸トリアリールイソプロピル化物 (Phenol, Isopropylated Phosphate (3:1)、PIP (3:1))	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	接着剤及び封止剤での使用 (2024年6月までに納品される部品に限る) 潤滑油及びグリースでの使用 ※ただし、適用除外に該当する場合、弊社への通知が必要です。
参照法規制・規格	米国有害物質規制法 (TSCA)

NA34 長鎖パーフルオロカルボン酸 (C9~C14 PFCA) およびその塩	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	分子式が「 $C_nF_{2n+1}-C(=O)OH$ ($n=8, 9, 10, 11, 12, 13$)」で表される直鎖および分岐パーフルオロカルボン酸、およびその塩が該当する。
適用除外	2022年7月までに納品される部品 2023年6月までに納品される半導体 半導体製造のフォトリソグラフィ/エッチング工程での使用 (2024年12月までに納品される部品に限る) フィルム用途の写真コーティングでの使用 (2024年12月までに納品される部品に限る)
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA34 C9~C14 PFCA 関連物質	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	以下の物質が該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 別の炭素原子に直接、結合しているパーフルオロ基 [C_nF_{2n+1} ($n=8, 9, 10, 11, 12, 13$)] を有する全ての物質、およびその塩 ・ 別の炭素原子に直接、結合していないパーフルオロ基 [C_nF_{2n+1} ($n=9, 10, 11, 12, 13, 14$)] を有する全ての物質、およびその塩 ただし、以下の物質を含まない。 (i) $C_nF_{2n+1}-X$ ($n=9, 10, 11, 12, 13, 14, X=F, Cl, Br$) (ii) $C_nF_{2n+1}-C(=O)OX'$ ($n>13, X'=$ 任意の基、塩を含む)
適用除外	2022年7月までに納品される部品 2023年6月までに納品される半導体 半導体製造のフォトリソグラフィ/エッチング工程での使用 (2024年12月までに納品される部品に限る) フィルム用途の写真コーティングでの使用 (2024年12月までに納品される部品に限る)
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII

NA35 特定長鎖パーフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAC)																																																	
該当部品・材料	<p>部品の表面コーティング (モジュール部品の各部品の表面コーティングを含む)</p> <p>※ 「表面コーティング」とは、保護、装飾、または機能性膜として、表面に薄い膜として使用される材料を指す。 ラッカーやエナメルなどの塗料を指すことが多いが、塗料、ワニス、シーラント、接着剤、インク、マスカント、一時的な保護膜など (これらに限定されない)、他の材料の表面に形成される膜を指す。</p>																																																
規制物質の補足	<p>米国有害物質規制法 (TSCA) "40 C.F.R § 721.10536 (b) (2)"に規定される以下の LCPFAC が該当する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>物質群/化学物質名 (TSCA chemical inventory name)</th> <th>CAS No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>Perfluorooctyl iodide (Octane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-8-iodo-.)</td> <td>507-63-1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Tetrahydroperfluoro-1-decanol (1-Decanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-.)</td> <td>678-39-7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>Perfluoro-1-dodecanol (1-Dodecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuoro-.)</td> <td>865-86-1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>Perfluorodecyl iodide (Decane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-10-iodo-.)</td> <td>2043-53-0</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide (Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10-heneicosafuoro-12-iodo-.)</td> <td>2043-54-1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>Perfluorodecylethyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester.)</td> <td>17741-60-5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluorodecyl ester)</td> <td>27905-45-9</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane (Tetradecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-14-iodo-.)</td> <td>30046-31-2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol (1-Tetradecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-pentacosafuoro-.)</td> <td>39239-77-5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol (1-Hexadecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-nonacosafuoro-.)</td> <td>60699-51-6</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane (Hexadecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-nonacosafuoro-16-iodo-.)</td> <td>65510-55-6</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate (1-Propanesulfonic acid, 2-methyl-, 2-[[1-oxo-3-[(.gamma.-.omega.-perfluoro- C4-16-alkyl)thio]propyl]amino] derivs., sodium salts)</td> <td>68187-47-3</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol (Alcohols, C8-14, .gamma.-.omega.-perfluoro.)</td> <td>68391-08-2</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>Thiols, C8-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide (Thiols, C8-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide.)</td> <td>70969-47-0</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>Silicic acid (H₄SiO₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol (Silicic acid (H₄SiO₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol.)</td> <td>125476-71-3</td> </tr> </tbody> </table>	No.	物質群/化学物質名 (TSCA chemical inventory name)	CAS No.	1	Perfluorooctyl iodide (Octane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-8-iodo-.)	507-63-1	2	Tetrahydroperfluoro-1-decanol (1-Decanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-.)	678-39-7	3	Perfluoro-1-dodecanol (1-Dodecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuoro-.)	865-86-1	4	Perfluorodecyl iodide (Decane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-10-iodo-.)	2043-53-0	5	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide (Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10-heneicosafuoro-12-iodo-.)	2043-54-1	6	Perfluorodecylethyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester.)	17741-60-5	7	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluorodecyl ester)	27905-45-9	8	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane (Tetradecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-14-iodo-.)	30046-31-2	9	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol (1-Tetradecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-pentacosafuoro-.)	39239-77-5	10	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol (1-Hexadecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-nonacosafuoro-.)	60699-51-6	11	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane (Hexadecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-nonacosafuoro-16-iodo-.)	65510-55-6	12	Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate (1-Propanesulfonic acid, 2-methyl-, 2-[[1-oxo-3-[(.gamma.-.omega.-perfluoro- C4-16-alkyl)thio]propyl]amino] derivs., sodium salts)	68187-47-3	13	1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol (Alcohols, C8-14, .gamma.-.omega.-perfluoro.)	68391-08-2	14	Thiols, C8-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide (Thiols, C8-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide.)	70969-47-0	15	Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol (Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol.)	125476-71-3
	No.	物質群/化学物質名 (TSCA chemical inventory name)	CAS No.																																														
	1	Perfluorooctyl iodide (Octane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-8-iodo-.)	507-63-1																																														
	2	Tetrahydroperfluoro-1-decanol (1-Decanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-.)	678-39-7																																														
	3	Perfluoro-1-dodecanol (1-Dodecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuoro-.)	865-86-1																																														
	4	Perfluorodecyl iodide (Decane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8-heptadecafluoro-10-iodo-.)	2043-53-0																																														
	5	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorododecyl iodide (Dodecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10-heneicosafuoro-12-iodo-.)	2043-54-1																																														
	6	Perfluorodecylethyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,12-heneicosafuorododecyl ester.)	17741-60-5																																														
	7	1,1,2,2-Tetrahydroperfluorodecyl acrylate (2-Propenoic acid, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluorodecyl ester)	27905-45-9																																														
	8	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-Pentacosafuoro-14-iodotetradecane (Tetradecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-pentacosafuoro-14-iodo-.)	30046-31-2																																														
	9	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-Pentacosafuorotetradecan-1-ol (1-Tetradecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,14-pentacosafuoro-.)	39239-77-5																																														
	10	3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-Nonacosafuorohexadecan-1-ol (1-Hexadecanol, 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16,16-nonacosafuoro-.)	60699-51-6																																														
	11	1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-Nonacosafuoro-16-iodohexadecane (Hexadecane, 1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-nonacosafuoro-16-iodo-.)	65510-55-6																																														
	12	Sodium;2-methylpropane-1-sulfonate (1-Propanesulfonic acid, 2-methyl-, 2-[[1-oxo-3-[(.gamma.-.omega.-perfluoro- C4-16-alkyl)thio]propyl]amino] derivs., sodium salts)	68187-47-3																																														
	13	1,1,2,2-Tetrahydroperfluoroalkyl (C8-C14) alcohol (Alcohols, C8-14, .gamma.-.omega.-perfluoro.)	68391-08-2																																														
	14	Thiols, C8-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide (Thiols, C8-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide.)	70969-47-0																																														
15	Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol (Silicic acid (H ₄ SiO ₄), sodium salt (1:2), reaction products with chlorotrimethylsilane and 3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-heptadecafluoro-1-decanol.)	125476-71-3																																															

	16	Thiols, C4-20, gamma-omega-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts) (Thiols, C4-20, .gamma.-.omega.-perfluoro, telomers with acrylamide and acrylic acid, sodium salts.)	1078712-88-5
	17	1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-(2-((gamma-omega-perfluoro-C4-20-alkyl)thio)acetyl) derivs., inner salts (1-Propanaminium, 3-amino-N-(carboxymethyl)-N,N-dimethyl-, N-[2-[(.gamma.-.omega.-perfluoro-C4-20-alkyl)thio]acetyl] derivs., inner salts.)	1078715-61-3
	18	Polyfluoroalkyl betaine (generic) (Polyfluoroalkyl betaine (PROVISIONAL).)	CBI
	19	Modified fluoroalkyl urethane (generic) (Modified fluoroalkyl urethane (PROVISIONAL).)	CBI
	20	Perfluorinated polyamine (generic) (Perfluorinated polyamine (PROVISIONAL).)	CBI
適用除外	米国有害物質規制法 (TSCA) "40 C.F.R § 721.10536 (b) (5)"に規定される通知が不要な用途		
参照法規制・規格	米国有害物質規制法 (TSCA)		

NA36 パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) およびその塩	
該当部品・材料	全ての部品
参照法規制・規格	ストックホルム条約 スイス化学品法

NA36 PFHxS 関連物質	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	構成要素の一つとしてパーフルオロヘキサンスルホニル基 (C ₆ F ₁₃ SO ₂ -) を有し、PFHxS に分解する可能性のある全ての物質が該当する。
参照法規制・規格	ストックホルム条約 スイス化学品法

1-2 使用制限物質 (NB)

環境配慮の点からその使用を制限する物質です。安全性や製品特性を考慮して、特定の部品に使用することがあります。

【適合証明方法】

『製品個別に規制する化学物質の適合保証書』を『納入仕様書』に添付。

【規制物質および基準値】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値
NB09	ハロゲン系難燃剤	—	意図的添加禁止かつ 0.1 wt%

※ NB01～NB08 は欠番です。

【該当部品・材料およびその他の補足】

NB09 ハロゲン系難燃剤	
該当部品・材料	弊社が特定した製品の下記の材料 ・プリント配線板の全ての材料 ※ フレキシブル基板を除く。 ※ 部品内のプリント配線板を含む（例：製品に組み込むファンに内蔵されたプリント配線板）。 ただし、基板に実装された部品内のプリント配線板を除く（例：半導体のサブストレート基板、実装されたコネクタに内蔵されたプリント配線板）。 ・製品の外郭筐体のプラスチック材料 ※ 筐体はコネクタおよびケーブルを含まない。 ・製品の外郭筐体以外の均質材料で 25 g 以上のプラスチック材料 ※ 該当するプリント配線板およびプラスチック材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
規制物質の補足	炭素に結合したハロゲン元素を 1 つ以上有する難燃剤が該当する。
参照法規制・規格	米国ワシントン州 Safer Products for Washington（規制化検討中）、欧州ゲーム機自主規制

1-3 使用管理物質 (NC)

含有量を継続的に確認すべきと判断した物質です。

【情報提供方法】

『製品含有化学物質調査票』を提出 (含有しない場合も含む)

【規制物質および基準値】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値
NC17	欧州 REACH 規則 認可対象候補物質 (Candidate List)	—	—
NC18	リン系難燃剤	—	0.1 wt%
NC19	パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	—	意図的添加
NC20	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	意図的添加
NC21	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	意図的添加

※ NC01～NC16 は欠番です。

【該当部品・材料およびその他の補足】

NC17 欧州 REACH 規則 認可対象候補物質	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	欧州 REACH 規則の認可対象候補物質 (Candidate List) は順次追加されますので、最新版での管理をお願いします。最新版は、欧州化学品庁 (ECHA) の下記 HP をご参照ください。 https://echa.europa.eu/candidate-list-table
適用除外	日本のみで販売する製品向けの部品
参照法規制・規格	欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC)

NC18 リン系難燃剤	
該当部品・材料	弊社が特定した製品の下記の材料 ・プリント配線板の全ての材料 ※ フレキシブル基板を除く。 ※ 部品内のプリント配線板を含む (例: 製品に組み込むファンに内蔵されたプリント配線板)。 ただし、基板に実装された部品内のプリント配線板を除く (例: 半導体のサブストレート基板、実装されたコネクタに内蔵されたプリント配線板)。 ・均質材料で 25 g 以上のプラスチック材料 ※ 該当するプリント配線板およびプラスチック材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。
適用除外	日本のみで販売する製品向けの部品
参照法規制・規格	—

NC19 パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	
該当部品・材料	全ての部品
規制物質の補足	少なくとも1つの完全にフッ素化された炭素原子を持つ全ての有機フッ素化学物が該当する (PTFE (ポリテトラフルオロエチレン) などのフッ素樹脂を含む)。
適用除外	日本のみで販売する製品向けの部品
参照法規制・規格	米国メイン州 PFAS 汚染防止法

NC20 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	日本のみで販売する製品向けの部品
参照法規制・規格	ストックホルム条約 (規制化検討中)、カナダ特定有害物質禁止規則 (規制化検討中)

NC21 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	
該当部品・材料	全ての部品
適用除外	日本のみで販売する製品向けの部品
参照法規制・規格	ストックホルム条約 (規制化検討中)

2. 製品個別に規制する化学物質

「1. 環境関連物質」に加えて、製品個別に規制する物質です。対象となる場合は、各項目の『適合証明方法』に基づき、必要な資料の提出をお願いします。

2-1 ISO 8124-3 の規制対象化学物質

【要求事項】 玩具安全の国際規格 ISO 8124-3 への適合

【該当部品・材料】 製品毎のリスクアセスメントに基づき、弊社が特定した製品の外郭材料。該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。

【適合証明方法】 『ISO 8124-3 規制物質不使用宣言書』または『ISO 8124-3 分析結果報告書』を『納入仕様書』に添付。ただし、宣言書に定める基準値を超えて含有する場合または部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、『ISO 8124-3 分析結果報告書』に限る。

【規制物質、基準値およびその他の補足】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値 (溶出量)	参照法規制・規格
01	アンチモン	—	60 mg/kg	国際玩具安全規格 ISO 8124 <試験方法> ISO 8124-3 による試験方法に準ずる。
02	ヒ素	—	25 mg/kg	
03	バリウム	—	1000 mg/kg	
04	カドミウム	—	75 mg/kg	
05	クロム	—	60 mg/kg	
06	鉛	—	90 mg/kg	
07	水銀	—	60 mg/kg	
08	セレン	—	500 mg/kg	

【注意事項】 含有量の規制ではなく、規定の試験条件における溶液への溶出量の規制です。含有量に関係なく、溶出量が基準値未満であれば、適合となります。

2-2 ニッケルおよびその化合物

【要求事項】 欧州 REACH 規則 (1907/2006/EC) Annex XVII Entry 27 の規制条件への適合

【該当部品・材料】 意図的にニッケルおよびその化合物を使用している長時間皮膚に触れる製品の外郭材料。該当材料は、部品の要求仕様書等で別途指定する。

【適合証明方法】 『製品個別に規制する化学物質の適合保証書』を『納入仕様書』に添付。EN 1811 試験の『分析結果報告書』を提出。

【規制物質、基準値およびその他の補足】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値 (溶出量)	参照法規制・規格
01	ニッケルおよびその化合物	—	0.5 µg/cm ² /week	欧州REACH規則 (1907/2006/EC) Annex XVII <試験方法> EN 1811試験に準ずる。

【注意事項】 含有量の規制ではなく、規定の試験条件における溶液への溶出量の規制です。含有量に関係なく、溶出量が基準値未満であれば、適合となります。

2-3 電池の規制対象化学物質

【要求事項】 部品の要求仕様書等で別途指定する下記の基準値への適合

【該当部品・材料】 電池

【適合証明方法】 『電池規制適合保証書』を『納入仕様書』に添付

【規制物質、基準値およびその他の補足】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	参照法規制・規格
01	カドミウム	—	部品の要求仕様書 等で別途指定する	欧州電池指令 (2006/66/EC) 中国規格 GB-24427-2009 韓国電気用品及び生活用品安全管理法 台湾乾電池の製造、輸入、販売に関する規制 米国州法
02	鉛	—		
03	水銀	—		

2-4 包装材の規制対象化学物質

【適合証明方法】

『包装材規制適合保証書』を『納入仕様書』に添付

【規制物質および基準値】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値
01	重金属 (カドミウム、六価クロム、水銀、鉛)	—	各物質の総和で 100 ppm
02	鉱物油 (ミネラルオイル)	—	意図的添加禁止

【該当部品・材料およびその他の補足】

01 重金属 (カドミウム、六価クロム、水銀、鉛)	
該当部品・材料	製品の包装材 部品の要求仕様書等で別途指定する部品の包装材 ※包装材は、製品や部品に貼付される保護フィルム、包装材に貼付されるラベルを含む
参照法規制・規格	欧州容器包装廃棄物指令 (94/62/EC) 米国包装材重金属規制

02 鉱物油（ミネラルオイル）																											
該当部品・材料	下記包装材の印刷インク ・製品の包装材 ・部品の要求仕様書等で別途指定する部品の包装材 ※包装材は、製品や部品に貼付される保護フィルム、包装材に貼付されるラベルを含む ※インクは、印刷工程で添加される消泡剤などの添加剤を含む																										
適用除外	下記物質のインク中の含有率が下記基準値未満の鉱物油 ・2024年6月までに納品される包装材 <table border="1" data-bbox="454 524 1406 620"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>物質群/化学物質名</th> <th>CAS No.</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</td> <td>—</td> <td>1 wt%</td> </tr> </tbody> </table> ・2024年7月以降に納品される包装材 <table border="1" data-bbox="454 667 1406 862"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>物質群/化学物質名</th> <th>CAS No.</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</td> <td>—</td> <td>0.1 wt%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</td> <td>—</td> <td>0.0001 wt%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）</td> <td>—</td> <td>0.1 wt%</td> </tr> </tbody> </table>			No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	1	1～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	1 wt%	No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	1	1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.1 wt%	2	3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.0001 wt%	3	炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）	—	0.1 wt%
No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値																								
1	1～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	1 wt%																								
No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値																								
1	1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.1 wt%																								
2	3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.0001 wt%																								
3	炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）	—	0.1 wt%																								
参照法規制・規格	フランス循環経済法																										

2-5 印刷物の規制対象化学物質

【適合証明方法】

『印刷物規制適合保証書』を『納入仕様書』に添付

【規制物質および基準値】

No.	物質群/化学物質名	CAS No.	基準値
01	鉱物油（ミネラルオイル）	—	意図的添加禁止

【該当部品・材料およびその他の補足】

01 鉱物油（ミネラルオイル）															
該当部品・材料	製品に同梱する印刷物（印刷物に貼付されるラベルを含む）の印刷インク ※インクは、印刷工程で添加される消泡剤などの添加剤を含む														
適用除外	2024年6月までに納品される印刷物 下記物質のインク中の含有率が下記基準値未満の鉱物油 <table border="1" data-bbox="416 1615 1367 1809"> <thead> <tr> <th>物質群/化学物質名</th> <th>CAS No.</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</td> <td>—</td> <td>0.1 wt%</td> </tr> <tr> <td>3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</td> <td>—</td> <td>0.0001 wt%</td> </tr> <tr> <td>炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）</td> <td>—</td> <td>0.1 wt%</td> </tr> </tbody> </table>			物質群/化学物質名	CAS No.	基準値	1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.1 wt%	3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.0001 wt%	炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）	—	0.1 wt%
物質群/化学物質名	CAS No.	基準値													
1～2個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.1 wt%													
3～7個の芳香環を持つ鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）	—	0.0001 wt%													
炭素数 16～35 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）	—	0.1 wt%													
参照法規制・規格	フランス循環経済法														

2-6 繊維製品の規制対象化学物質

- 【要求事項】 部品の要求仕様書等で別途指定する各国の繊維製品規制への適合
- 【該当部品・材料】 部品の要求仕様書等で別途指定する部品、材料
- 【適合証明方法】 『製品個別に規制する化学物質の適合保証書』を『納入仕様書』に添付。部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、指定物質の『分析結果報告書』を提出。
- 【規制物質および基準値】 部品の要求仕様書等で別途指定する。
- 【参照法規制例】 欧州 REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII
韓国 電気用品及び生活用品安全管理法

2-7 玩具製品の規制対象化学物質

- 【要求事項】 部品の要求仕様書等で別途指定する各国の玩具製品規制への適合
- 【該当部品・材料】 部品の要求仕様書等で別途指定する部品、材料
- 【適合証明方法】 『製品個別に規制する化学物質の適合保証書』を『納入仕様書』に添付。部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、指定物質の『分析結果報告書』を提出。
- 【規制物質および基準値】 部品の要求仕様書等で別途指定する。
- 【参照法規制例】 日本 食品衛生法
欧州 玩具指令（2009/48/EC）、REACH 規則（1907/2006/EC）Annex XVII
米国 消費者製品安全改善法（CPSIA）、ワシントン州子供安全製品法、メイン州子供製品化学物質規制

2-8 その他の規制対象化学物質

- 【要求事項】 部品の要求仕様書等で別途指定する規制への適合
- 【該当部品・材料】 部品の要求仕様書等で別途指定する部品、材料
- 【適合証明方法】 『製品個別に規制する化学物質の適合保証書』を『納入仕様書』に添付。部品の要求仕様書等で別途指定した場合は、指定物質の『分析結果報告書』を提出。
- 【規制物質および基準値】 部品の要求仕様書等で別途指定する。